

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(12) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金	本省	—	(参考) 5年度補正(第1号) 45,768	—	—	—
事案の概要	新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保するため、自治体が行う集団接種会場の運営に要する経費、医師等の確保に必要な経費などを補助するもの。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 使途、単価等について
2. 契約方法等について
3. 個別接種回数について

- 集団接種及びコールセンター業務については、足元の接種率やこれまでの実施状況等を踏まえ、適切な期間、規模等に見直しが必要である。あわせて、医師等の人件費単価についても、一般的な水準へ見直しが必要である。
また、年度の途中においても、稼働率に応じて柔軟に契約内容の変更等が行えるよう工夫する必要がある。
- コールセンター業務の委託に係る不正事案もあることから、証拠書類に基づく定期的な監査等の徹底を図る必要がある。
- 足元の接種率や高齢者等以外は努力義務・接種勧奨の対象から外れること等を踏まえれば、総接種回数は令和4年度より減少することが見込まれる。
- 来年度以降の安定的な制度下での接種への移行の可能性も見据え、個別接種への移行を更に進めつつ、ワクチン関連の支出全体の効率化を図る必要がある。

反映の内容等

1. 使途、単価等について
2. 契約方法等について
3. 個別接種回数について

- 厚生労働省において、自治体に対し補助の上限額を設定する事務連絡を发出し、集団接種から個別接種体制への移行、コールセンター業務の適正化、自治体における好事例の紹介による医師等の人件費単価の見直しや稼働率に応じた柔軟な契約内容の変更、定期的な監査等の徹底等と呼び掛けており、自治体においても見直しが行われている。
 - 令和6年1月に補助対象経費の見直しとして、集団接種会場費を原則として補助対象経費から除外する等の見直しが行われた。
 - 令和6年度におけるコロナワクチン接種については、令和5年11月22日の関係審議会において、
 - ・ 全額国費で実施している現在の特例臨時接種を今年度末で終了し、
 - ・ 令和6年度以降は、新型コロナウイルスを予防接種法上のB類疾病に位置づけ、定期接種の対象とすること、
 - ・ 重症化予防目的で、65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方に対して、毎年秋冬にその年のウイルス株に対応するワクチンを1回接種することといった内容が取りまとめられた。
- ※なお、本事業は令和6年度予算案に計上されていない。
(上記「5年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)